

一般財団法人岩手町体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人岩手町体育協会（以下「当協会」という。）定款第4条第1項第4号に基づき、岩手町のスポーツ振興に顕著な功績があった者、各種スポーツ大会（生涯スポーツ大会及び交流大会を除く）において優秀な成績をおさめた者及び当協会の発展に著しい功績が認められた正職員、準職員及び非常勤職員（以下「職員」という。）の表彰に関し必要な事項を定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞
- (2) 栄光賞
- (3) 優秀賞
- (4) 職員表彰

(体育功労賞)

第3条 体育功労賞は、岩手町のスポーツ振興に顕著な功績がある個人または団体について行う。

(栄光賞)

第4条 栄光賞は、各種スポーツ大会において特に優秀な成績をおさめた個人または団体について行う。

(優秀賞)

第5条 優秀賞は、各種スポーツ大会において優秀な成績をおさめた個人または団体について行う。

(職員表彰)

第6条 職員表彰は、次の各号のいずれかに該当する場合において行う

- (1) 永年勤続、その勤続成績が優良な者
- (2) 当協会の業務に関し顕著な事績があり、他の職員の模範とするに足る者
- (3) 定年退職、任期満了又は自己の都合で辞職する者

(表彰候補者の内申)

第7条 当協会事務局、加盟団体の長及び会長が必要と認めた団体の長は、別に定める様式による内申書を作成し、会長が指定する期日までに提出しなければならない。

(表彰の決定)

第8条 表彰は、理事会で決定する。ただし、特に緊急を要するため理事会を招集する時間的余裕がないと明らかに認めるときは、会長においてこれを専決することができる。

2 会長は、前項のただし書に基づき専決したときは、理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、毎年会長が別に定めた日に行う。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

2 被表彰者と決定された者がその表彰前に死亡したとき、または被表彰者が死亡している場合は、

表彰状及び記念品をその遺族に贈り、追彰することができる。

(表彰録)

第11条 表彰者の氏名、住所、表彰の対象となった事績その他必要な事項を別に定める様式による表彰録に登載し、永久保存するものとする。

(表彰の取消)

第12条 表彰を受けた者が、受賞者たる体面を損なう失行があったときは理事会の承認を得て表彰を取り消すことができる。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し、表彰の基準その他必要な事項は、理事会の承認を得て施行細則で定める。

附 則

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

2 次に掲げる規程等は、廃止する。

(1) 一般財団法人岩手町体育協会表彰規程（昭和45年11月29日施行）

(2) 一般財団法人岩手町体育協会表彰規程細則（平成18年4月28日施行）

附 則

1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

2 一般財団法人岩手町体育協会職員表彰規程（令和2年12月1日施行）は、廃止する。